

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れます。

『学生納付特例制度』と『若年者納付猶予制度』

◎学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）

住民福祉課 住民・環境部門 担当：石戸

特設人権相談所開設のお知らせ

住民のみなさんが、毎日の暮らしの中で、暴行、虐待、差別待遇、偏見を受けた場合、また、親子、夫婦、相続、借家、名誉などの個々の人権問題にも対応いたしますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

●日 時 平成26年12月5日(金) 午前10時から午後3時まで

●場 所 アルサス2階会議室

●相談担当者 佐井村人権擁護委員（法務大臣が委嘱）

佐々木 寛 昭 古佐井25-3 (☎38-2276)

田中 豊 衛 福浦川目100 (☎38-5130)

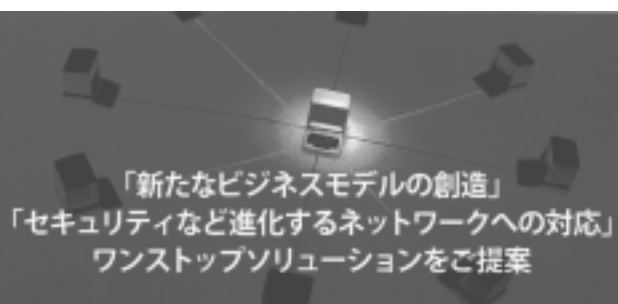
東出 竹子 磯谷209 (☎38-2096)

「第66回人権週間」

12月4日から

12月10日まで

【お問合せ】住民・環境部門 担当：奥本



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》
<http://www.fusodentsu.co.jp>